



| 開催日時 | 内 容 | 開催場所 |
|---------------------|---|------------------|
| 4月12日(火)18:00～ | 木津川市商工会青年部通常総会 | 木津川 |
| 4月14日(木)18:30～ | 木津川市商工会女性部通常総会 | 木津川市商工会館 |
| 4月15日(金)19:00～21:00 | 事業計画書作成セミナー ③補助金採択のポイント・個人ワーク(ブラッシュアップ) | 木津川市商工会館 |
| 4月18日(月)11:30～ | 蟹供養放生会(かにくようほうじょうえ) 女性部山城支部出店 | 蟹満寺 |
| 4月22日(金)10:00～16:00 | 事業計画書作成セミナー 個別相談 (開催時間の中で1事業所につき1時間程度) | 木津川市商工会館 |
| 5月13日(金)16:00～20:00 | 屋台村 | 木津川市商工会本所 駐車場 |
| 5月24日(火) | 木津川市商工会通常総代会 | 木津川市商工会館 |

労働保険の年度更新の時期になりました！

毎年、この時期に従業員さんがおられる事業所様につきましては、昨年の4月～今年の3月までにお支払いされた賃金額(建設業等の事業所につきましては、元請金額など)を基に、労働保険料を確定し、7月10日までに納付していただく必要がございます。

商工会では、会員事業所様の事務の軽減を図る為、労働保険事務組合を設置し、保険料の計算はもちろん、雇用保険手続き等の代行も行っております。それ以外にも、代表者の労災(特別加入)制度にもご加入いただけます(但し、条件がございます)。

是非、この機会に、労働保険事務組合に事務の委託をご検討下さい！

なお、現在、事務組合に委託頂いている事業主様におかれましては、下記の必要書類のご提出をお願い致します。

一元適用事業所(主に一般の事業所)

・・・平成27年4月1日～平成28年3月31日までにお支払いされた従業員の賃金台帳

二元適用事業所(主に建設業等の事業所)

・・・平成27年4月1日～平成28年3月31日までにお支払いされた従業員の賃金台帳

及び、その期間に完了した元請工事の請負金額

労働者がゼロでも労災の加入申請が出来るようになりました(一人親方労災)！

今までは、特別加入制度を申請する為には、100日以上労働者を使用している場合のみ可能でしたが、建設業を営んでおられる事業所に限り、加入できる届出を行い、今年の4月から申請が可能となりました。

今まで労働者を使用していたが、今は一人で事業を営んでおられる方や、一人で事業を営んでおられる方が、ご加入いただけます。

安心して、事業を継続していただくため、是非、この機会にご加入をご検討下さい。

《商工会だより目次》

【掲載ページ】

- 2ページ目 ————— ・ 補助金情報
- 3ページ目 ————— ・ 2/22高田靖久氏 経営セミナーを振り返って
- 4ページ目 ————— ・ 職員紹介 ・ 青年部チャリティーサンタ事業について



木津川市商工会
マスコットキャラクター
たけのこタッキー

発行者

木津川市商工会
木津川市木津南垣外83-3

TEL: 0774-72-3801

FAX: 0774-72-6564

Mail: kizugawa-sci@kyoto-fsci.or.jp

URL: http://kizugawa.kyoto-fsci.or.jp

平成27年度補正予算 中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金

①省エネルギー設備への更新(新設・増設は対象外)

既築の工場・事業場・店舗等における、既設設備の置き換え(更新)による省エネルギー事業

②FEMSの導入

既築の工場における、FEMSの更新・新設・増設による省エネルギー事業

③省エネルギー設備への更新及びFEMSの導入

既築の工場等における、既設設備から省エネルギー設備への置き換え(更新)、及びFEMSの更新・新設・増設を併せて行う省エネルギー事業

| | ①省エネルギー設備への更新(新設・増設は対象外) | ②FEMSの導入 |
|-------------|--|---|
| 補助対象者 | 事業を営んでいる法人及び個人事業主 | 事業を営んでいる法人及び個人事業主 |
| 補助対象経費 | 購入する補助対象設備の設備費用のみ | |
| 補助率 | 1/3以内 | |
| 補助金上限・下限 | 上限:1億円(1事業者あたり) 下限:50万円(1事業者あたり) ※中小企業者及び個人事業主の場合は30万円 ※いずれの場合も補助金下限額未達は対象外 | |
| 補助対象事業 | ①日本国内で既に事業活動を営んでいる既築の工場・事業場・店舗等において使用している設備を更新する事業であること。 ②既設設備を省エネルギー性の高い補助対象設備へ更新することにより、省エネルギー効果が得られる事業であること。 | 工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修等により、一定以上の省エネ効果等が確認できること。 |
| 申請から採択までの期間 | 公募締切後、約2ヵ月 | |
| 申請単位と回数 | ①申請単位 原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位で申請することとする。 ②申請回数 同一事業者は、本事業において省エネルギー設備への更新とFEMSの導入合わせて最大3回まで申請できることとする。但し、同一事業者の同一事業所における申請は1回のみとする。 | |
| 予算額 | 442億円程度 | |
| 公募期間 | 平成28年3月22日(火) ～平成28年4月22日(金)17時(必着) | 平成28年3月22日(火) ～平成28年4月22日(金)17時(必着) |

| | ③省エネルギー設備への更新及びFEMSの導入(複合事業) |
|-----------------------------|---|
| 申請可能要件 | 複合事業は、「省エネルギー設備への更新」「FEMSの導入」の要件を双方全て満たしていること。 |
| 補助率及び補助金額 | 1/3以内(1申請当たりの設備・FEMSを含めた合計補助対象経費で判断する) |
| リース、ESCOのサービスを利用して補助事業を行う場合 | 複合事業でリース・ESCOを利用する場合、1申請についてリース・ESCO会社1社とし、設備はリース、FEMSは自己保有など、一部のみのリース・ESCOを利用することは認めない。リース・ESCOを利用する場合、補助対象設備すべてを一括でリース・ESCOを行うこと。 |
| 省エネルギー効果の計算について | 複合事業時の省エネルギー効果計算は、設備単独やFEMS単独の計算方法と異なることに注意。 |
| 交付申請後の取り扱い | 交付申請後、申請パターンの変更は原則認めない。 (単独事業⇒複合事業、複合事業⇒単独事業 など) |
| 提出書類 | 「省エネルギー設備への更新」の申請書類に、「FEMS導入」の申請書類の差分だけを追加することにより、複合事業を申請することができる。「省エネルギー設備への更新」の申請書類と重複するものは提出する必要はない。 |

詳しくは商工会までお問い合わせください。

「店舗経営“売れるしくみ”構築プログラム」を開催しました

2月22日(月)販促セミナー「店舗経営“売れるしくみ”構築プログラム」を開催しました。『売上回復の4つのStep』について「顧客管理士」事務所 3×3JUKE 代表 高田靖久氏に講演いただきました。

- ◆新規のお客様を集める
- ◆お客様を固定化する
- ◆お客様を成長させる
- ◆大事なお客様を維持する

これらが売上回復のための「4つのstep」、つまり売れる仕組みだそうです。



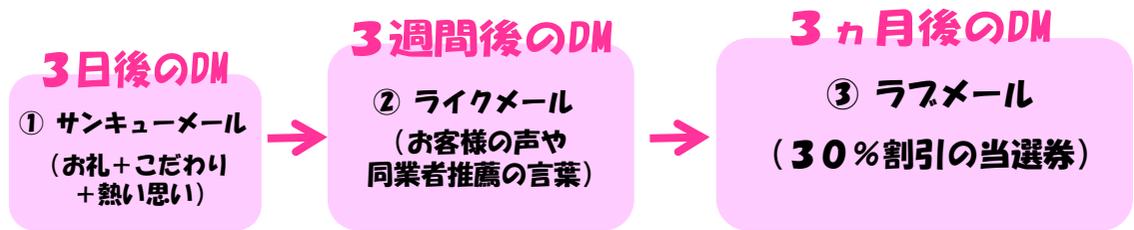
熱弁をふるう
高田先生

「新規の顧客の集め方」として、割り引きで集めるのではなく、価値観を発信することでリピート率の高い顧客を獲得していくことが大切になります。高田氏によると、一般的な店舗では顧客を利用頻度で分類すると、次のような割合になるそうです。



圧倒的な割合を占めるのは「**1回きりのお客さま**」。つまり、この層をいかにリピートさせるかが商売繁盛の鍵となります。

そこで高田さんが提唱するのが、**1度利用したお客様に3ヵ月以内に3回、立て続けに3つのダイレクトメール(DM)を送り他店の利用を検討する前に固定客化する**方法です。



これらのダイレクトメールは全て手書きすることで、書き手の「思い」や「人柄」が伝わり反応率も上がります。もちろん配布されるものは手書きしたもののコピーで構いません。この3回アプローチしても、ご利用いただけなければ「縁がなかった」と諦めます。

しかし、いくら新規顧客を獲得しても既存の売上が減ってしまっは元も子もありません。高田氏によると、ほとんどの店舗等で顧客別年間売上額ランキングの上位30%の「ファン客」「得意客」で年間売上額の75%程度を占めるとのことです。つまり上位30%のお客様を囲い込めば売上の多くは維持できます。

この **リピート率の高い大事なお客様へは「最低年4回」の定期ダイレクトメールを送付することでつなぎとめます。**

ダイレクトメールの内容も割り引きなどではなく、スタッフが日々感じているちょっとしたことを発信するなどします。そうすることでスタッフに親近感が湧き、他店に浮気しにくくなるそうです。また商品知識等の情報を伝えていき、商品やサービス等の価値について理解してもらえる顧客に成長させることが大切だそうです。

このように売り込みをしないダイレクトメールで顧客に「店舗の存在価値」を植え付け、つねにお客様の選択肢の中に貴店が思い浮かぶようにします。広告宣伝費は「顧客維持費」と考え、売上の2%を当てる。お客様は99%、お店の外で生活しているから、お客様に忘れられない、飽きられないよう、つながっておくことが大切です。大事なお客様とつながりを保つことで口コミが広がり、新規のお客様が増えてくるのです。目先・単発の販促に一喜一憂するのではなく、**「売れる仕組み=サイクル」をつくりあげることが重要**です。



一度きりのお客様を一生涯のお客様にする。お客様が一生涯で生み出す利益を最大化する。そうすることで結果的に店舗の売上が向上していくそうです。今回のセミナーに参加しての感想ですが、これらのことに取り組む前提として、お店のビジョン(夢、方向性)を明確にし、お店のスタッフで共有すること大事なのは感じました。皆さまもスタッフの方等とじっくり話あっていただき、今回の内容を是非実践してみてください。

木津川市商工会 職員紹介

【本所】



事務局長
反田 明浩



次長
城野 克巳



総務課長
井ノ倉 真里子



経営支援課長
坊 直光



経営支援員
駒 百子



経営支援員
福井 宣之



経営支援員
矢嶋 美千代

記帳指導職員 堤 麗子 (産休中)
記帳指導職員 三宅 由美子
記帳指導職員 藤井 誠

【加茂支所】



経営支援員
中山 裕之



経営支援員
近藤 竜太郎

記帳指導職員 川本 宏子

記帳指導職員 谷口 景子

【山城支所】



経営支援員
森山 誠司

記帳指導職員 竹原 実穂

< 人事異動のお知らせ >



この度、木津川市商工会の一員に加わらせていただくことになりました山下規夫と申します。みなさまのお役に立てるよう邁進する所存ですので、何卒ご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願いたします。



経営支援員 達富淳二が4月1日付で大山崎町商工会へ転籍することになりました。

屋台村開催 ～屋台村出店者募集～

木津川市商工会本所の駐車場にて、屋台村を開催致します。出店をご希望される事業所様は、本所又は、各支所にお申し込みください。

開催日時： 5月13日(金)午後4時～8時

出店料： 1,000円

開催場所： 木津川市商工会館本所駐車場

申込締切： 4月20日(水)



その他： 出店事業所様は、会場準備のため、開始2時間前(午後2時)に最低1名お越し下さい。会場のスペースの関係上、申し込み多数の場合は、出店商品が重複する事業所様で抽選を行います。それでも多い場合は、出店商品が重複しない事業所様で抽選を行い、決定します。

チャリティーサンタ事業に関してご報告



平成27年12月24日(木)に実施しましたチャリティーサンタ事業でチャリティー金としてお預かりしましたお金はお子様用のソファと絵本(18冊)にかえて、木津川市役所子育て支援課に寄贈させていただきましたことをご報告いたします。



青年部地域ふれあい委員会 委員長 河本知樹

木津川市商工会

山城支所
木津川市山城町上粕北的場15
TEL:86-3157 FAX:86-4064

加茂支所
木津川市加茂町里南古田24
TEL:76-2970 FAX:76-7211